

J.ロック『統治論』の アメリカ版(1773)をめぐって



経済学部教授 竹本 洋

このたび本学図書館のロック文庫に貴重な一書が加わった。言論のみならず政治の場でも幅広い活動をおこなったジョン・ロック(1632-1704)の主著『統治二論』(1690)のアメリカ版である。それは『世俗的統治の真の源泉、範囲、および目的とにかんする論考』と題されている。『統治二論』は、その主タイトル通り二つの論考(編)から成り立っており、アメリカ版は、その後編のタイトルをそのまま独立の書名にしたものである。前編は「ローバート・フィルマー卿とその追隨者との誤れる諸原理および基礎の暴露と転覆」と銘打たれている。後年『統治二論』がイギリス内外に深い影響をあたえることになったのは、この前編ではなく後編である。そのため、『統治二論』の後編だけの単独出版がたびたびおこなわれた。初版が匿名で刊行された1690年(実際には前年にすでに出版・流通していた)の翌年に、早くもフランス語訳がアムステルダムで出版されたが、それは後編のみのものであった。1800年までに9点刊行されたフランス語訳は、そのすべてが後編の単独訳であったし、さらにはドイツ語訳(1718)、スウェーデン語訳(1726)、オランダ語訳(1728)、イタリア語訳(1773)も同様であった。このことは、『統治二論』の出版直後から18世紀を通じて、ヨーロッパ人の注目が主にあるいはもっぱら後編に集まっていたことを示すものである。アメリカ版もその例にもれない。ちなみに日本語訳が初めて出版されたのは、ようやく第二次世界大戦後の1948年になってのことで、松浦嘉一によって『政治論』の名で刊行された。このときは『統治二論』の全編が翻訳されたものの、同じ年に鳥井博郎によって、また翌1949年には服部辨之助によって、それぞれ訳者の解釈がやや加味された『デモクラシーの本質』と『民主政治論—国家にかんする第2論文—』の訳書名で刊行がなされたときには、前編は訳出されなかった。以上のような事情もあり、この稿では以下『統治論』と簡略に表記する。

さて、アメリカ版は1773年にボストンで出版された。このアメリカ版は、1764年にロンドンで刊行された、

トマス・ホリス(1720-74)の編集になる『統治論』第6版を「復刻」したものだと言われている(Laslett, Yolton)。ところがホリス版は、1766年にダブリンで、1772年にはロンドンで第7版として再刊されているので、アメリカ版が上の三つのどの版を定本にしたのかは不明である。ところでアメリカ版は、1764年のホリス版にあった編者のノートも「序論」と題された第1章も削除されている。また第2章以下の章ナンバーもパラグラフ・ナンバーもない。したがってアメリカ版がホリス版の復刻だとしても、後者をそのままそっくり復刻したものではない。

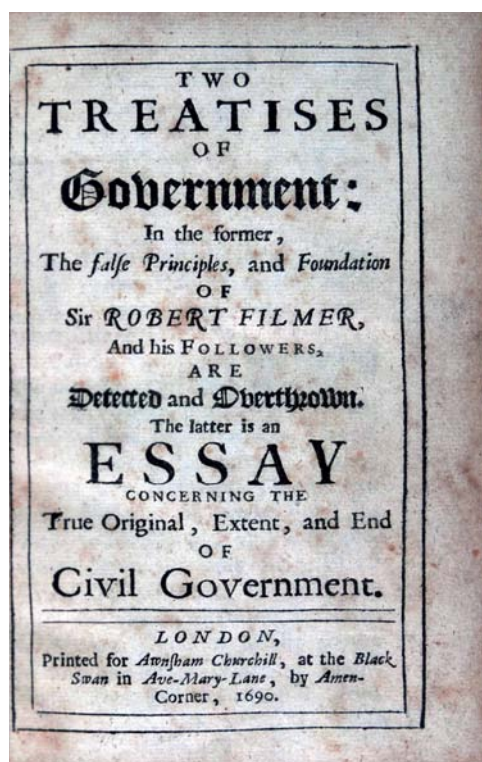
ホリスは『統治論』を編集した翌年の1765年にもロックの『寛容書簡』(1689)を編集して刊行しているから、この二つのことだけをもってしても、かれがロックをどのように評価していたのかおおよその推察がつく。ホリスは「良い教育は暴政(専制)への有効な解毒剤である」(Robbins, p.430)との信念のもとに、みずからの財産を投じて、真のウィッグ主義(「議会のなかの王」という執行権に対する議会主権主義)の宣伝と定着とに役立つ諸文献を、イギリスのみならずヨーロッパ諸国やアメリカにまで生涯贈り続けた。とくにアメリカにはプリンストンやハーヴァードに多数の文献を寄贈し、それらの図書館の基盤を築くとともに、みずからを「世界市民」(a citizen of the world*)と称して、イギリス本国とアメリカ植民地とが対等な関係にあることを知らしめるために、植民地の作家たちの文献を本国で出版し、植民地への理解を促した。こうしたことから、『統治論』のアメリカ版の刊行にもホリスが何らかのかたちで関与したと推測したくなるが、かれは1770年に引退していたので、その可能性は薄いだらう。したがってアメリカ版の企画者は今のところ不明である。

18世紀のアメリカでは、これ以前にも以後にも『統治論』は刊行されなかったから、出版年にも出版地にも留意が必要である。七年戦争(1756-63)でフランスに実質的な勝利をおさめてパリ条約(1763)を結んだ

イギリスは、その戦費の穴埋めをはかるかのように、翌1764年には砂糖法を制定して、アメリカ植民地からの関税収入を増やそうとした。植民地側は本国製品のボイコット運動でこれに応えた。1765年には税収を目的とする印紙法が本国議会通过すると、植民地では印紙法会議が開催され、民衆の実力による反対運動も勢いづいた。本国側でのウィリアム・ピット（チャタム伯）や商工業者の反対もあって、1766年には印紙法が廃止された。しかし翌1767年には、そのチャタム政権の蔵相であったチャールズ・タウンゼントによって、植民地に輸入されるイギリス製品に高関税の網をかけるいわゆるタウンゼント諸法が制定され、ボストンに税関弁務局が設置されると、ボストンを中心に抵抗運動が起こり、1768年の商船リバティー号押収事件、そして1770年の「ボストンの大虐殺」へと両者の軋轢は増していった。本国はこのときも茶法を除くタウンゼント諸法を廃止して譲歩の姿勢を示したために、その後3年間、本国と植民地の関係は比較的平穩に推移した。ところが1773年5月に、東インド会社に植民地での茶の独占販売権を付与する茶法が制定されると、緊張は再び高まると同時に、植民地はこれまでの抵抗運動とは質の異なる「独立」を徐々に視野に入れ始めた。その

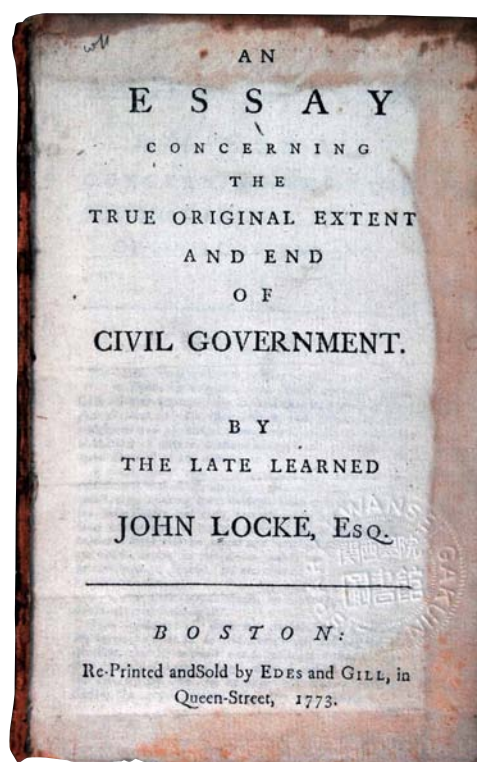
意味で1773年は本国・植民地関係の重大な転換点であった。この年の末には有名な「ボストン茶会事件」が起こり、これに激怒した本国議会は、ボストン港の封鎖を強行するとともに、国王の官吏がマサチューセツ植民地の裁判を受けることを免除する法律など、いわゆる「強圧的な諸法」を1774年に制定した。植民地の大陸会議は通商ボイコットの実施と大陸同盟を結成して対抗するとともに、次第に武力抵抗の気運が醸成され、ついには1775年4月にレキシントンとコンコードで本国の正規軍との武力衝突が勃発し、この独立戦争によって翌年の「独立宣言」への道がひらかれる。

このように1764年に始まる本国議会による各種の規制的政策とそれに対する植民地の抵抗運動との緊張した状況は、次第に抜き差しならぬ武力対立へと進み、独立戦争を経て1783年のパリ条約で、植民地は名実ともに独立を勝ち取ることになる。アメリカ版『統治論』は、その抵抗運動の中心地であり急進派の拠点でもあったボストンで、しかも1773年という抵抗から分離・独立へと歴史の転換点で出版されたのである。植民地の抵抗運動の重要な一翼をなしたものに、本国とのイデオロギー闘争があった。そのイデオロギー闘争において大西洋を渡ってきた強力な援軍がロックの『統



『統治二論』初版

Locke, John, *Two treatises of government : in the former, the false principles, and foundation of Sir Robert Filmer, and his followers, are detected and overthrown : the latter is an essay concerning the true original, extent, and end of civil government.*
London : Printed for Awnsam Churchill, 1690



『統治論』アメリカ版初版

Locke, John, *An essay concerning the true original extent and end of civil government.*
Boston : Re-printed and sold by Edes and Gill, 1773

治論』であった。『統治論』はアメリカ版の出版以前から植民地での対抗理論の形成に活用され、イデオロギー戦のいわば先鋒役をはたすとともに、1773年以降は分離・独立論のおおきな後ろ盾となった。当のアメリカ版は、植民地のラディカルな作家や民衆が分離・独立論へと踏み出す時期に、それを鼓舞するかのようによれたのである。

それでは『統治論』はどのように読まれ活用されたのであろうか。大森雄太郎の研究によれば次の通りである。1764年の砂糖法の制定から独立宣言まで、アメリカの基本的な政治信条は、「政治権力の正統性は被治者の同意にある」という、いわゆる「同意による統治」の観念におかれた。したがって本国の租税政策に対しても「同意による租税」原則が対置された。この原則は、イギリスでは13世紀以来の法制論争のなかで定着してきたもので、もともとは“イギリスの伝統的な観念”であった。ロックはそれを“人類普遍の自然権”という合理的理論によって裏付け、強化しようとしたのである。『統治論』第11章「立法権力の範囲について」は、立法権力を規制する四原則を掲げて同意による統治論を展開しているが、とりわけその第3原則は「本人の同意なしに誰からも、その所有権の一部を奪うことはできない」とする同意による課税の原則を謳っている。植民地で最初にロックの同意による統治論を引用してそれを打ちだしたのは、既出のホリスの友人でもあったジェームズ・オティスの『イギリス領植民地の権利の主張と証明』（ボストン、1764）であった。次に、植民地議会の立法権を否定するような本国の政策に直面して、植民地人は自己の歴史的なアイデンティティーとイギリス帝国の憲制における植民地の位置づけ、という大きな問題を意識せざるをえなくなった。このとき『統治論』第8章の「政治社会の起原について」からその論拠を引き出した。そこには、人は「自然状態」にある土地に移住して、「明白な同意」によって新しい社会を設立する自然権をもつ、と書かれているからである。この自然状態にある土地が、植民地人にとってはアメリカだったのである。したがって植民地人の祖先は、かつて服していたイギリスの統治を意識的に離脱して、アメリカの地にそれ自身の立法権力をそなえた「独立国家」を設立したのである。ここから、イギリス王との服従契約のもとに、これらの独立国家としての諸植民地とイギリスとが連合して一つの帝国を形成しているのが現在のイギリス帝国の憲制である、とする帝国論が導き出された。さらに、1773年以降になると、『統治論』第19章「統治の解体について」が独立

論の根拠として援用されるようになった。植民地人からみれば、時の国王ジョージ3世は、強圧的諸法を撤廃するようにという植民地の請願に耳をかさなかったのだから、国王みずからが先の契約を破棄し、イギリス帝国の統治を解体させてしまったことになる。したがって植民地はもともと独立国家であったのだから、その原初の姿に復帰して母国から完全に分離・独立をせざるをえない、これが『統治論』を借りた植民地の主張であり、それは後の独立宣言につながる。

このように『統治論』は、抵抗から独立へと至る植民地人のイデオロギー闘争の強力な支えとなり、そのアメリカ版もそれに一役かったものと思われる。しかし話がここで終わると、思想の多面的で複雑な作用にも、またそれが生み出す歴史のダイナミズムにも、そしてそこで演じられる人間の悲喜劇にも目をつむることになる。第1に、『統治論』は、植民地の抵抗論者だけに活用されたのではなく、植民地の抵抗論者を批判しようとする植民地のロイヤリストや本国の政治家や作家たちにも、その立論に論拠を与えたのである。したがって『統治論』は正反対の立場の人々に訴える両義的な作用を及ぼしたのであり、思想的著作の影響は直線的でも一面的でもない。第2に、植民地の人々は、『統治論』の論述をそのまま利用するだけでなく、それを超えて拡大解釈を試みた。たとえば、『統治論』は一個の政治体における「統治の解体」を論じてはいたが、植民地人はイギリス帝国という諸国家の連合体における統治の解体にそれを拡張して、分離・独立の論拠としたのである。このように『統治論』は、アメリカ植民地で継承されるだけでなく、変容にもさらされたのである。第3に、本国＝アメリカ植民地関係において『統治論』がはたした役割と類似したことは、すでに17世紀末から18世紀初頭にかけての本国＝アイルランド関係においてもみられる。ウィリアム・モリヌーやロバート・モルズワースの著作が本学のロック文庫に収められているのも、その故である。『統治論』は18世紀末までにダブリンで四回出版されたが（1766, 1779, 1794, 1798）、その最後の版は、ユナイテッド・アイリッシュメンがアイルランドの独立をめざして武装蜂起した1798年に出版されたこと、しかもその版が1773年のアメリカ版と同じ書名であることもたんなる偶然とは思えない。この時点でのアメリカからアイルランドへのロック思想の逆輸入も推測しうる。いずれにしてもこうしたことは、イギリス帝国におけるアイルランドとアメリカとの位置の類似性と両地の思想的関連の深さを暗示している。第4に、『統治論』の著者ロック

は、若き日に「カロライナ憲法草案」の作成に関与し、晩年には通商植民地委員会の委員としてアイルランドの織物業問題やヴァージニア問題にかかわりをもった。かれがアメリカ植民地やアイルランド、さらにはイギリス帝国問題でいかなるスタンスをとったかは、『統治論』とは別に慎重な検討を要することである。また『統治論』自体の論理のなかに植民地統治を正当化する一面がなかったかどうか、検証に値する。紙幅の関係でこれらのことは指摘だけにとどめざるをえないが、われわれの歴史認識つまりは現状認識を深めてそれを成熟させるためには、むしろこうした思想の継受が一筋縄ではいかぬことを知り、そこに介在した人間のありようを探求することが一助となろう。

* ‘a citizen of the world’ の語は一般に「世界市民」と訳され、本稿でもその慣例に従ったが、このばあいの ‘citizen’ を「市民」とするのは疑問である。それは ‘civil society’ が「市民社会」と訳されるのと同じ一種の誤訳である。この誤訳は訳者の英語能力の問題ではなく日本の思想あるいは社会科学のあり方に根ざす問題と理解すべきである。戦後の日本では、かつての西欧のように世俗の社会に対して聖なる世界（教会・寺院権力）が強固に対峙してこなかったために、もっぱら国家権力が社会に拮抗するものと捉えられ、「俗なる社会」が「聖なる社会」と緊張関係をもつという、‘civil society’ の観念が本来抱えていた含意が視野に入りにくかった。さらに ‘civil’ には宗教だけでなく軍事との区別（ときに対立）が含意されている。‘civil engineering’ は、軍事技術とは区別される民事技術のことであり、今日「文民統制」と訳されている ‘civilian control’ も軍人にたいする非軍人の統制のことである。この「文民」は日本の憲法では市民でも国民でもなく実質的には首相のことである。ところで『統治論』第2編第8章の章題は、‘Of Political or Civil Society’ と題されている。この ‘civil society’ は ‘political society’ と同義であり、自然状態から脱して立法、司法、執行の3権力の設立された社会状態であるから、政治権力の外にある市民社会という日本的観念でそれを理解するのは間違いである。同様に、『統治論』の書名にある ‘civil government’ は、やや熟さない訳語ではあるが、「世俗的統治」であって「市民政府」ではない。

‘a citizen of the world’ も、ホリスのばあいには、ナショナリティを保持しつつ、それを超えた全人類の自然権と紐帯との樹立を指向する人という意味であり、

J. スチュアートのばあいには、各国の制度や慣習を超えた普遍的な経済学の構築を志す学者に、この語が与えられている（『経済の原理』1767）。スミスは、より高収益の見込めるところであれば、世界のどこへでも資本を移動させる資本家を「ある特定の一国にしがみついている世界市民」と非難気味にいつている（『国富論』第5編第2章）。カントは、全人類がいつの日か作りあげるであろう統一国家のもとで、計画に従って理性的に行動する人間を「世界市民’ ‘weltbürger’ と呼んでいる（『世界市民的見地における一般史考』1764年）。したがってカントの世界市民は未出の存在である。なおオリヴァー・ゴールドスミスには *The Citizen of the World* (1762) という小説もある。このように ‘a citizen of the world’ は使用者によって意味を異にするとはいえ、それをあえて訳すとすれば、「世界人」あるいは「世界の民」ということになるだろうか。

本文末尾でも述べたように、この二つの例は、ある観念や思想が異なる状態の社会に—ここでは日本—に導入されたばあい、その本来の意味が変容されて継承されることを示している。難しいのは、それをその観念を表す語の誤訳といえたとしても、誤読といえるかどうかである。それは「真の」あるいは「絶対正しい」読みがありうるのかどうか、ありうるとすればそれを担保するものは何か、ということにも関わっている。ところで今日では、グローバリズム（地球主義？）のかけ声によって世界市場で活躍すべき経済人の意味で「世界市民」の語が宣揚されているが、これは ‘a citizen of the world’ の意味変容の新しい形である。

参考文献

- Locke, John, *Two Treatises of Government*, A Critical Edition—by Perter Laslett, 2nd ed. Cambridge University Press, 1970.
 Robbins, Caroline, ‘The Strenuous Whig, Thomas Hollis of Lincoln’s Inn’ *William and Mary Quarterly*, 3rd ser. Vol.VII, July, 1950.
 Woolhouse, Roger, *Locke, A Biography*. Cambridge University Press, 2007.
 Yolton, Jean S., *John Locke, A Descriptive Bibliography*. Thoemmes Press, London, 1998.
 大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』慶應義塾大学出版会、2005年

竹本 洋 (たけもと ひろし)

関西学院大学経済学部長
 専門分野 経済学史
 主著 『経済学体系の創成』（名古屋大学出版会、1995年）、
 『「国富論」を読む』（名古屋大学出版会、2005年）